

(2) サラリーマンの扶養家族だった方の保険料の軽減

これまで保険料の負担がなかった被扶養者の方（国保に加入していた方は対象外）も保険料を負担することになりますが、次のような特別措置があります。

①所得割額は負担なし ②均等割額は9割軽減 ⇒ 年間保険料 3,900円

保険料の納め方

保険料は**年金天引き**が原則ですので、手続きは不要です。
(加入当初は納付書で納めます。)



※口座振替でのお支払いも選択できますが、年金天引きが止まるまで2～4ヶ月程度必要です。ご希望の方は中山町住民税務課税務グループへお問い合わせ下さい。
また、対象となる年の年金受給額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書または口座振替でお支払いいただきます。
保険料のお支払いが困難になりましたら、住民税務課税務グループにご相談下さい。
皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

《お問い合わせ先》

山形県後期高齢者医療広域連合 TEL 0237-84-7100 (制度全般に関すること)
中山町住民税務課住民グループ TEL 662-2113 (資格・給付に関すること)
税務グループ TEL 662-2112 (賦課・納付に関すること)

それでもあなたは**タバコ**を吸い続けますか？

近年、健康志向やタバコ代の値上がりのため、禁煙をする方が増えていますが、平成22年の調査では、山形県の喫煙者の割合は20.5%（男34.4%、女性8.3%）と、やめられない方も多くいます。

《喫煙》のデメリット と 《禁煙》のメリット

- ① がんなどの病気のリスクが高くなる。
→ **禁煙のメリット** 健康への不安が軽くなる。
- ② 家族や周囲の人の健康まで害する恐れがあり、迷惑をかける。
→ **禁煙のメリット** 周囲の人の健康や気分を害さなくなる。
- ③ タバコ代が掛かる
→ **禁煙のメリット** タバコ代が浮き、他の事にお金をまわせる など



タバコは「百害あって一利なし」です。
医療保険でも禁煙は可能なので、自分自身、そして周囲の人の健康を守るためにも、喫煙者の方は禁煙を検討してみてもいいかもしれません。

山形県・山形県保険者協議会



後期高齢者医療の 保険料率が変わります



後期高齢者医療の保険料は「所得割額」と「均等割額」の合計で個人ごとに計算されます。保険料率は2年に1度見直しを行うこととなっており、平成24・25年度の保険料率は、1人当たりの医療費の増加が見込まれることなどにより、次のとおり改正されました。
新しい保険料率で計算される平成24年度の保険料額については、7月に送付される「保険料額決定通知書」でご確認下さい。

後期高齢者医療制度の保険料

所得割額{(前年中の所得-33万円)×所得割率}+均等割額=年間保険料 (100円未満切捨て)

	平成22・23年度	平成24・25年度
所得割率(所得割額を算定する際の率)	7.12%	7.52%
均等割額(加入者全員が公平に負担)	38,400円	39,500円
賦課限度額(年間保険料の最高額)	50万円	55万円

※4月から翌年3月までが1年間の保険料です。また、年度途中で資格を取得した場合は月割で計算されます。

保険料の軽減

(1) 所得が少ない方の保険料の軽減

① 所得割額の軽減…加入者本人の所得に応じて、所得割額が軽減されます。

加入者本人の所得金額	軽減割合
91万円以下	5割軽減

② 均等割額の軽減…加入者と世帯主の所得の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

加入者及び世帯主の合計所得	軽減割合 (100円未満切捨前の軽減措置後の金額)
33万円以下	8.5割軽減 (5,925円)
加入者全員が年金収入80万円以下	9割軽減 (3,950円)
{33万円+(世帯主を除く加入者数×24万5千円)}以下	5割軽減 (19,750円)
{33万円+(加入者数×35万円)}以下	2割軽減 (31,600円)

※均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

軽減判定時の年金所得金額=年金収入-公的年金等控除額-特別控除額(15万円)